

防経装第10622号  
25.8.1  
一部改正 防官文(事)第18号  
27.10.1  
一部改正 防官文(事)第156号  
28.3.31

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房衛生監

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領

### (趣旨)

第1 この要領は、装備品等及び役務の調達における契約の相手方による法令違反等の不法行為又は契約上の義務違反その他の不正行為に際し、防衛省が実施する内部的規制措置等について必要な事項を定めるものである。

### (用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 省指名停止権者 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (3) 機関等指名停止権者 大臣官房会計課長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官官房会計官をいう。
- (4) 指名停止権者 省指名停止権者及び機関等指名停止権者をいう。
- (5) 有資格業者 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第6条第1項に規定する有資格者をいい、元請負人、共同企業体又は下請負人を含むものとする。
- (6) 契約担当官等 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。
- (7) 機関等 防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部及び陸上自衛隊、海上幕僚監部及び海上自衛隊、航空幕僚監部及び航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部並びに地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。
- (8) 契約実施機関等 契約担当官等が所属する機関等をいう。
- (9) 下請負人 防衛省との間で装備品等及び役務の調達に係る契約を締結している者が装備品等の製造又は役務の全部又は一部（軽易なものを除く。）の履行を第三者に請け負わせること（以下「下請負」という。）をあらかじめ当該契約に係る契約書に定めている場合の当該第三者又は防衛省との間で装備品等及び役務の調達に係る契約を締結している者から当該契約の締結の後に提出された下請負の申請を契約担当官等が承認した場合の当該下請負が認められた者をいう。
- (10) 元請負人 防衛省との間で装備品等及び役務の調達に係る契約を締結している者であって、当該契約に係る下請負人があるものをいう。
- (11) 共同企業体 一の装備品等及び役務の調達等を複数の有資格業者が受注することを目的として結成する有資格業者である事業組織体をいう。
- (12) 関係事業者 有資格業者及び下請負人（有資格業者でない者に限る。）をいう。

- (13)内局物別課長等 防衛政策局運用政策課長、人事教育局衛生官、防衛装備庁調達管理部長をいう。
- (14)一般競争等 一般競争入札（総合評価方式を含む。）、指名競争入札、企画競争又は公募をいう。
- (15)原価計算方式 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。）第2条第8号に規定する原価計算方式をいう。
- (16)過大請求行為 防衛省に対する次のアからエまでのいずれかに該当する不正行為をいう。
- ア 調達物品等に係る計算価格を原価計算方式により算定した一般確定契約の場合において、故意又は重大な過失により過大な工数を実績として申告等したことに起因して防衛省が約定した過大な契約代金の最終の支払を防衛省に請求すること。
- イ 超過利益返納条項付確定契約の場合において、防衛省による契約代金の最終の支払後の原価監査に際して、故意又は重大な過失により過大な工数を実績として申告等すること。
- ウ 準確定契約又は概算契約の場合において、故意又は重大な過失により原価監査に際して過大な工数を実績として申告等したことに起因して防衛省が確定した過大な契約代金の最終の支払を防衛省に請求すること。
- エ 一般輸入調達に係る売買契約の場合において、故意又は重大な過失により虚偽又は不実の価格等証明資料等を提出等したことに起因して防衛省が約定した過大な契約代金の最終の支払を防衛省に請求すること。
- (17)制度調査 契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25.3.29）別添。次号において「信頼確保要領」という。）第1第2項第3号に規定する制度調査をいう。
- (18)輸入調達調査 信頼確保要領第1第2項第6号に規定する輸入調達調査をいう。
- (19)原価監査 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（防経装第8927号。25.6.26）（次号において「予定価格通達」という。）第2項第5号に規定する原価監査をいう。
- (20)原価調査 予定価格通達第2項第7号に規定する原価調査をいう。
- (21)省指名停止中業者 省指名停止権者から指名停止を受けた関係事業者であって当該指名停止の期間中のものをいう。
- (22)機関等指名停止中業者 機関等指名停止権者から指名停止を受けた関係事業者であって当該指名停止の期間中のものをいう。
- (23)指名停止中業者 省指名停止中業者又は機関等指名停止中業者をいう。

（指名停止を行うべき者）

第3 別表各項に掲げる措置要件に該当する事実が明らかとなった場合において、当該事実について関係事業者に対する指名停止を行うべき者は、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 別表第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件（複数の機関等の職員、契約又は一般競争等に関わるものを除く。） 当該措置要件に直接関係する職員が所属する機関等の機関等指名停止権者
- (2) 次に掲げる措置要件（衛生資材の調達に係るものに限る。） 省指名停止権者たる大臣官房衛生監
  - ア 別表第12項及び第13項の措置要件
  - イ 別表第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件であって複数の機関等の職員、契約又は一般競争等に関わるもの
- (3) 次に掲げる措置要件（自衛隊の行動に係る輸送役務の調達に係るものに限る。） 省指名停止権者たる防衛政策局長
  - ア 別表第12項及び第13項の措置要件
  - イ 別表第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件であって複数の機関等の職員、契約又は一般競争等に関わるもの
- (4) 次に掲げる措置要件（衛生資材の調達に係るもの及び自衛隊の行動に係る輸送役務の調達に係るものを除く。） 省指名停止権者たる防衛装備庁長官
  - ア 別表第12項及び第13項の措置要件
  - イ 別表第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件であって複数の機関等の職員、契約又は一般競争等に関わるもの

（指名停止の効力の範囲）

第4 関係事業者に対する指名停止の効力の及ぶ範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 省指名停止権者が行った指名停止 全ての機関等の契約担当官等が行う一般競争等
- (2) 機関等指名停止権者が行った指名停止 当該機関等指名停止権者が属する機関等の契約担当官等が行う一般競争等

（機関等指名停止権者による指名停止）

第5 機関等指名停止権者は、関係事業者について第3第1号の措置要件に該当することとなったと認める場合には、装備品等及び役務の調達の内容に応じて第3第2号から第4号までに定めるいずれかの省指名停止権者と協議するものとする。

2 前項の規定により協議を受けた省指名停止権者は、当該指名停止の効力の及ぶ範囲を全ての機関等の契約担当官等が行う一般競争等とする必要があると認めるときは、第3第1号の規定にかかわらず自ら指名停止を行うものとし、その旨を前項の機関等指名停止権者に回答するものとする。

3 前項の規定により省指名停止権者が自ら指名停止を行う場合を除き、第1項の機関等指名停止権者は、期間を定めて、同項の関係事業者についての指名停止を行うものとする。

(省指名停止権者による指名停止)

第6 省指名停止権者は、関係事業者について第3第2号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったと認める場合には、期間を定めて、当該関係事業者についての指名停止を行うものとする。第5第2項の規定により省指名停止権者が自ら指名停止を行う場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、省指名停止権者たる防衛装備庁長官は、他の行政機関等の長が指名停止を行った関係事業者について指名停止を行う必要があると認めるときは、期間を定めて、当該関係事業者についての指名停止を行うものとする。

(元請負人・共同企業体に関する指名停止)

第7 指名停止権者は、別表各項（第1項及び第8項から第10項までを除く。）に掲げる措置要件に該当する事実について、第5又は第6の規定により関係事業者の指名停止を行う場合において、当該事実に係る契約に元請負人があるときは、当該指名停止の期間の範囲内の期間を定めて、当該元請負人についての指名停止を行うことができる。

2 指名停止権者は、第5又は第6の規定により関係事業者である共同企業体の指名停止を行う場合には、当該指名停止の期間の範囲内の期間を定めて、当該共同企業体を結成する有資格業者（当該指名停止について責任を負うべきでないことが明らかであるものを除く。）についての指名停止を行うものとする。

3 指名停止権者は、第5又は第6の規定により有資格業者の指名停止を行う場合において、当該有資格業者が構成員である共同企業体があるときは、当該指名停止の期間の範囲内の期間を定めて、当該共同企業体についての指名停止を行うものとする。

4 前3項の規定により機関等指名停止権者が指名停止を行う場合における機関等指名停止権者から省指名停止権者への協議及び省指名停止権者が自ら行う指名停止については、第5又は第6の規定を準用する。

(指名停止の期間)

第8 第5及び第6の規定による指名停止の期間は、当該指名停止の対象である関係事業者が該当することとなった別表各項の措置要件の区分に応じ、同表期間の範囲の欄に定める範囲内において、当該措置要件に該当する事実についての不正又は違反の程度を考慮して定めるものとする。この場合において、関係事業者が一の事案につき同表各項（第12項及び第13項を除く。）の措置要件の2以上に該当したときの期間の範囲は、該当した措置要件ごとに同表期間の範囲の欄に定める範囲のうち最も長い短期（期間の範囲の下限をいう。以下同じ。）及び最も長い長期（期間の範囲の上限をいう。以下同じ。）の間とする。

2 第5及び第6の規定による指名停止の対象である関係事業者が過去に指名停止を受けている場合において、当該関係事業者が次の各号のいずれかに該当するときの別表期間の範囲の欄に定める短期の適用については、同欄に定める短期に2を乗じて得たものとする。ただし、当該指名停止（以下「過去の指名停止」という。以下同じ。）の期間が1月に満たないときは1.5を、当該関係事業者が該当することとなった措

置要件が別表第5項又は第6項の措置要件であるときは2.5をそれぞれ乗じて得た短期とする。

(1) 過去の指名停止（当該関係事業者が別表第8項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件に該当した場合に限る。）の指名停止の期間の満了から1年を経過していない場合に同表の第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 過去の指名停止（当該関係事業者が別表第1項から第7項までの措置要件に該当した場合に限る。）の指名停止の期間の満了から3年を経過していない場合に同表第1項から第11項まで及び第14項から第16項までの措置要件に該当することとなったとき。

3 前項の規定の適用がない場合において、第5及び第6の規定による指名停止の対象である関係事業者が次のいずれかに該当するときの別表期間の範囲の欄に定める短期の適用については、同欄に定める短期に、当該関係事業者が同表第5項又は第6項以外の措置要件に該当する場合にあっては2を、同表第5項又は第6項の措置要件に該当する場合にあっては2.5をそれぞれ乗じて得たものとする。

(1) 関係事業者が別表第2項又は第5項の措置要件に該当する場合において、当該措置要件に該当することとなった事実である談合（私的独占の禁止及び取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為である談合をいう。）を行っていない旨の誓約書を防衛省に提出していたとき。

(2) 関係事業者が別表第3項、第4項又は第6項の措置要件に該当する場合において、当該措置要件に該当することとなった事実である談合（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）を行っていない旨の誓約書を防衛省に提出していたとき。

(3) 関係事業者が別表第2項から第6項までのいずれかの措置要件に該当する場合において、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(4) 関係事業者が別表第2項又は第5項の措置要件に該当する場合において、当該関係事業者について独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

(5) 関係事業者が別表第2項又は第5項の措置要件に該当する場合において、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合であって、当該入札談合等関与行為について当該関係事業者が悪質な事由があるとき。

(6) 関係事業者が別表第3項、第4項、第6項又は第7項の措置要件に該当する場合において、防衛省又は他の行政機関等の職員が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合であって、当該職員の容疑に

ついて関係事業者に悪質な事由があるとき。

- 4 指名停止権者は、第5及び第6の規定による指名停止の対象である関係事業者について情状を酌量すべき特別の事由があることを理由として、前3項の規定による短期を下回る指名停止の期間を定める必要があると認めるときの短期については、これらの規定にかかわらず、これらの規定による短期を2で除して得たものとするができる。
- 5 指名停止権者は、第5及び第6の規定による指名停止の対象である関係事業者について極めて悪質な事由があること又は極めて重大な結果を生じさせたこと（第9において「極めて悪質な事由等の存在」という。）を理由として、第1項の規定による長期を上回る指名停止の期間を定める必要があると認めるときの長期については、同項の規定にかかわらず、36か月を限度として、同項の規定による長期に2を乗じて得たものとするができる。
- 6 第7の規定による指名停止の期間は、指名停止を受ける元請負人、有資格業者又は共同企業体の不正又は違反の程度を考慮して定めるものとする。

（指名停止の期間の変更及び取消し）

- 第9 指名停止権者は、指名停止中業者についての指名停止を受けることとなった事実に関し、情状を酌量すべき特別の事由があること又は極めて悪質な事由等の存在が明らかになったときは、第8第4項又は第5項の規定による短期又は長期の範囲内で、当該指名停止の期間を変更することができる。
- 2 指名停止権者は、別表第5項又は第6項の措置要件に該当して指名停止を受けた指名停止の期間が満了した関係事業者についての当該指名停止を受けることとなった事実に関し、極めて悪質な事由等の存在が明らかになった場合において、当該指名停止を行ったときに当該極めて悪質な事由等の存在が明らかになっていたとするならば第8第5項の規定の適用があったと認めるときは、当該関係事業者について指名停止を追加して行うことができる。この場合における指名停止の期間は、同項の規定による長期の範囲内で定めるものとし、既に満了した指名停止の期間を控除するものとする。
- 3 指名停止権者は、指名停止を受けた関係事業者が当該指名停止に係る措置要件に該当しないことが明らかになったときは、当該関係事業者についての指名停止を取り消すものとする。

（指名停止権者による通知）

- 第10 省指名停止権者は、関係事業者に対する指名停止を行った場合には、遅滞なく、その旨を全ての機関等指名停止権者に通知するものとする。
- 2 機関等指名停止権者は、前項の規定による通知を受けた場合又は関係事業者に対する指名停止を行った場合には、遅滞なく、その旨をその属する機関等の契約担当官等及び他の機関等指名停止権者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、第9の規定により、指名停止の期間を変更し、又は指名停止を取り消した場合に準用する。

(指名停止権者による措置)

第11 指名停止権者は、第6第2項の規定による場合を除き、関係事業者に対する指名停止を行った場合には、当該関係事業者から次の各号に掲げる当該関係事業者が該当することとなった措置要件の区分に応じ当該各号に定める事項に関する報告を文書により徴するものとする。

- (1) 別表第1項から第12項まで及び第14項から第16項までの措置要件 当該措置要件に係る不法行為又は不正行為と同様の事案が再発することを防止するために必要な措置（次号、第13及び別表第13項において「再発防止策」という。）
- (2) 別表第13項の措置要件 再発防止策及び過大請求行為の全体像を的確に説明したもの

(契約担当官等による措置)

第12 第10第2項の規定により関係事業者の指名停止に係る通知を受けた契約担当官等は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 指名停止中業者を一般競争等に参加させないこと（機関等指名停止中業者については、契約担当官等が所属する機関等指名停止権者から指名停止を受けたものに限る。以下この項及び次項について同じ。）。
- (2) 指名停止中業者との間で装備品等及び役務の調達に係る随意契約を締結しないこと。
- (3) 指名停止中業者が下請負人である下請負を承認しないこと。

2 契約担当官等は、その契約実施機関等が行う一般競争等の実施に際しては、必要に応じ、入札公告その他の一般競争等に関する公告又は公示において、一般競争等の参加者が次に掲げる要件（競争参加資格）の全てを満たすことを求めるものとする。

- (1) 指名停止中業者でないこと。
- (2) 指名停止中業者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該指名停止中業者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務の請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。
- (3) その他一般競争等を適正かつ合理的に行うため必要なこと。

3 第1項の規定にかかわらず、契約担当官等は、真にやむを得ない事由があり、あらかじめ調達の内容に応じた省指名停止権者の承認を受けたとき又は代替会社が認められない場合において緊急調達を行うときは、同項第2号に掲げる随意契約の締結又は同項第3号に掲げる下請負の承認をすることができる。この場合において、緊急調達であることを理由として当該締結又は承認を行ったときは、当該締結又は承認の日から30日以内に、当該調達の内容に応じた省指名停止権者に報告するものとする。

(指名停止に至らない場合の警告等)

第13 指名停止権者は、関係事業者について別表各項の措置要件のいずれにも該当しないと認める場合において、一般競争等を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該関係事業者に対し、文書又は口頭により警告又は注意の喚起を行うものとする。



- 2 前項の場合において、同項の関係事業者が、過去に過大請求行為の認定を受けたことがなく、かつ、防衛省から原価計上又は経理会計に関する疑義の指摘又は照会を受ける前に自発的に過大請求行為を申告したことにより指名停止を免れたときその他指名停止権者が一般競争等を適正かつ合理的に行うため特に必要と認めるときは、当該関係事業者から再発防止策及び過大請求行為の全体像を的確に説明したものに関する報告を文書により徴するものとする。
- 3 前2項の規定による警告又は注意の喚起に係る業務については、省指名停止権者にあつては内局物別課長等に、機関等指名停止権者にあつてはその属する機関等の契約担当官等にそれぞれ委任することができる。

(その他)

- 第14 この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な基本的事項は、防衛装備庁長官が定めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、この要領の機関等における運用に関し必要な事項は、当該機関等の機関等指名停止権者が定めることができる。
  - 3 機関等指名停止権者は、この要領の運用に当たり疑義が生じた場合には、防衛装備庁長官と協議するものとする。

項	区分	措置要件	期間の範囲
1	贈賄	ア 関係事業者である個人又は関係事業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）が機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して4か月以上12か月以内
		イ 関係事業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時、装備品等又は役務の調達に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）が機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して3か月以上9か月以内
		ウ 関係事業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）が機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して2か月以上6か月以内
2	独占禁止法違反行為	機関等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、装備品等又は役務の調達に係る契約の相手方として不相当であると認められるとき（第5項に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から起算して2か月以上12か月以内
3	競売入札妨害又は談合	機関等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第6項に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から起算して2か月以上12か月以内
4	競売入札妨害又は談合	機関等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第6項に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から起算して4か月以上12か月以内
5	重大な独占禁止法違反行為	機関等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発	刑事告発又は逮捕を知った日から起算して6か月以上36か

		を受けたとき（関係事業者である法人の役員若しくは使用人又は関係事業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	月以内
6	重大な競争入札妨害又は談合	機関等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約に関し、関係事業者である法人の役員若しくは使用人又は関係事業者である個人若しくはその使用人が悪質な競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から起算して6か月以上36か月以内
7	不正競争防止法等違反行為等	機関等と装備品等及び役務の調達に係る契約に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の規定に違反し、又は違反することを懲慥し、若しくはこれに加担し、当該関係事業者として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して2か月以上12か月以内
8	不正又は不誠実な行為	この表の他の項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、装備品等又は役務の調達に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して1か月以上9か月以内
9	不正又は不誠実な行為	この表の他の項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、装備品等又は役務の調達に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して1か月以上9か月以内
10	虚偽記載	契約実施機関等の発注する装備品等又は役務の調達に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、装備品等又は役務の調達の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して1か月以上6か月以内
11	過失による粗雑な契約履行	契約実施機関等の契約担当官等と締結した装備品等又は役務の調達に係る契約（以下「契約実施機関等発注契約」という。）の履行に当たり、過失により契約履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）。	当該認定をした日から起算して1か月以上6か月以内

12	制度調査等の拒否等	<p>関係事業者が、防衛省が実施を書面により通知した制度調査又は輸入調達調査（以下「制度調査等」という。）の受入れ若しくは継続を拒み、又は制度調査等の受入れ若しくは継続後、調査実施担当官が求める資料等の提示等を拒み、又は立入り先施設を制限する等、制度調査等の実施に非協力的であると認められるとき（正当な理由があるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から制度調査又は輸入調達調査が開始（適切に再開）されるまでの間</p>
13	過大請求	<p>ア 契約実施機関等発注契約について、関係事業者が、制度調査等を拒み、又は当該制度調査等の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査等の実施を関係事業者が拒んだ日、当該制度調査等が終了した日若しくは当該制度調査等が中断した日から3年以内に又は当該制度調査等の期間中に不正行為が認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から起算して6か月以上12か月以内</p>
		<p>イ 契約実施機関等発注契約について、原価計上又は経理会計に関する不正行為の可能性に係る防衛省からの指摘又は照会（不特定多数の関係事業者に対して画一的に行われるものを除く。）について、関係事業者が代表権を有する者による文書をもってこれを認めない回答をした場合であって、当該回答のあった日から3年以内に不正行為が認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から起算して6か月以上12か月以内</p>
		<p>ウ ア又はイに該当しない場合であって、過大請求行為が認められたとき（防衛省から原価計上又は経理会計に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の関係事業者に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない過大請求行為について、関係事業者が自発的に申告したとき（制度調査、原価監査（常駐により又は常続的に行うものを除く。）若しくは原価調査又は輸入調達調査の実施期間中であっては、原価計上又は経理会計に関する質疑がなされる前に限る。）を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から起算して3か月以上9か月以内</p>
		<p>エ 契約実施機関等発注契約について、防衛省から原価計上又は経理会計に関する疑義の指摘又は照会（不特定多数の関係事業者に対して画一的に行われるものを除く。）を受けたことがない過大請求行為</p>	<p>当該申告のあった日から起算して1か月以上6か月以内</p>

		<p>について、過去に過大請求行為の認定を受けたことがある関係事業者が自発的に申告したとき(制度調査、原価監査(常駐により又は常続的に行うものを除く。)若しくは原価調査又は輸入調達調査の実施期間中にあつては、原価計上又は経理会計に関する質疑がなされる前に限る。)</p>	
		<p>オ 契約実施機関等発注契約について、過大請求行為をしたと認められる関係事業者が、防衛省が実施する過払い額算定のための調査の受入れを拒み、又は当該調査の受入れ後、調査実施担当官が求める資料等の提示等を拒み、若しくは立入先施設を制限する等、当該調査の実施に非協力的であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から第11第2号に定める報告及び過大請求に係る過払い金等の国庫への納入がなされるまでの間</p>
14	契約違反	<p>前3項に掲げる場合のほか、原価監査又は原価調査の受入れを拒み、その他契約実施機関等発注契約の履行に当たり、契約に違反し、装備品等及び役務の調達の関係事業者として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から起算して2週間以上4か月以内</p>
15	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	<p>契約実施機関等発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から起算して1か月以上6か月以内</p>
16	安全管理措置の不適切により生じた契約履行中の相手方の事故	<p>契約実施機関等発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該契約実施機関等発注の関係事業者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から起算して2週間以上4か月以内</p>